資料３

京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第８条の規定に基づき、京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第２条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第３条　委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員会は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第４条　委員会の庶務は、行財政局において行う。

（補則）

第５条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。